第明治三十五種郵便物認可
平成24年8月27日　月曜日　官報　（号外第185号）
1

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
独立行政法人経済産業研究所平成二十三年度財務諸表、弁理士登録、住宅性能認定、特定計量器型式承認関係
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５１０号
北九州市小倉南区津田１丁目６番１―509号
債務者　西田　憲昭
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５１８号
北九州市小倉北区中津口２丁目２番８号
債務者　樋口　光子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５１９号
北九州市小倉北区中津口２丁目２番８号
債務者　樋口　朋美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２５号
北海道苫小牧市拓勇西町５丁目12番地の３
債務者　渡辺　禮子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１７４号
仙台市青葉区国見３丁目５番26号　フロンティア国見202、申立時の住所仙台市若林区古城３丁目16番６号
債務者　千葉　学
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
仙台市宮城野区新田４丁目39番31号　コーポ鈴正101、従前の住所宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山２丁目６番１―605号　ネオハイツ遠山南605号
債務者　小笠原照夫
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４３７号
仙台市青葉区小松島４丁目31番４号　メゾンフォルテ101
債務者　櫻田絵利子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
宮城県塩竈市南錦町９番８号　ビバリーヒルズ202号、従前の住所宮城県多賀城市留ケ谷１丁目26番６号　サイネシャープル203
債務者　乙戸　純子（旧姓橋沼）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５５号
仙台市泉区歩坂町68番19号　百合ケ丘38―206
債務者　齋藤　信夫
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５６号
宮城県名取市手倉田字諏訪253番地の３
債務者　今野　一広
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５８号
仙台市太白区鹿野３丁目13番５号　ラ・メゾンベルツ101、従前の住所仙台市若林区若林２丁目４番26号　メゾングッチ201
債務者　齋藤　正幸
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６８号
仙台市若林区今泉字古川68番地の３
債務者　浜野　明生
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係